

## 低温用圧延鋼材の熱処理に関する事項

### 改正規則

鋼船規則 K 編

### 改正事項

低温用圧延鋼材の熱処理に関する事項

### 改正理由

鋼船規則 N 編 6 章 6.4.1 には、IGC コードを基に、金属材料の一般規定が定められており、同表 N6.2 及び表 N6.3 に、炭素マンガング鋼及びニッケル鋼などの低温用圧延鋼材の熱処理に関する要件が規定されている。

また、鋼船規則 K 編 3 章表 K3.15 においても、低温用圧延鋼材の熱処理に関する要件が規定されているが、その内容が N 編の関連規定と一部整合していないことから、それらを整合すべく、関連規定を改めた。

### 改正内容

鋼船規則 K 編及び N 編における低温用圧延鋼材の熱処理に関する要件を整合するよう改めた。

### 改正条項

鋼船規則 K 編 表 K3.15